

## 藤沢市議会ハラスメントの防止に関する要綱

制定 令和7年3月19日

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例（令和6年藤沢市条例第28号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1項に規定するハラスメントは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に準ずる。

2 条例に規定する職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）、同法第22条の2に規定する会計年度任用職員をいう。

(用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(調査及び研修等の実施)

第4条 条例第4条第1項に規定する必要な調査は、ハラスメントの有無に関する実態の把握及び条例制定の効果を確認するため、令和7年度に行うこととし、以降4年ごとに実施する。

2 条例第4条第1項に規定する必要な調査における調査項目は、経年変化が確認できるような項目とする。

3 条例第4条第1項に規定する研修等は、ハラスメントに対する意識を持ち

続けるため、毎年実施するものとする。

(相談窓口の設置)

第5条 条例第6条第1項に規定する相談窓口は、市議会外部に設置することとし、相談窓口には、ハラスメントに関する専門的な研修を受けた者のうち、相談・苦情対応などの経験を有する者を配置する。

2 条例第6条第1項に規定する相談窓口は、相談者から相談内容を聞き取り、相談者の意向を確認の上、許可を受けた内容について、議長に報告する。

(ハラスメント対策委員会の実施等)

第6条 条例第6条第1項に規定する相談窓口から相談内容が議長に報告された場合、条例第7条第1項に規定する委員会を設置する。

2 条例第7条第1項に規定する委員会は、次に掲げる3人の者を委員として構成する。

(1) 議長

(2) 副議長

(3) 議会局長

3 前項各号の職にあたる者がその職を離れた場合、新たにその職にあたる者が委員となる。

4 委員長は、議長とする。

5 議長は、第1項で定める委員会において欠員が生じた場合若しくは職務を行うことができなくなった場合又は対象者となった場合、第2項第1号及び第2号の者にあつては、第2項で定める者及び対象者を除く年長の議員を、第2項第3号の者にあつては、議会局職員（会計年度任用職員を除く）のうち第2項で定める者を除く上位の職にある者を委員に充てる。

6 委員会は、委員の全員が出席しなければ開催できない。

7 委員会は、非公開とする。

8 委員会は、その所掌事務の遂行上必要であると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求めることができる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

10 委員会は、対応を行った内容をハラスメント対応報告書に記録するものとする。

11 委員会の庶務は、議会局総務課において処理する。

(申立て)

第7条 条例第8条第1項の規定による申立ては、ハラスメント被害申立書(以下「申立書」という。)により行うものとする。

2 前項の申立ては、ハラスメントが発生した日の翌日から起算して1年を経過した日以後においては、行うことができない。ただし、委員会が相当の理由があると認める場合はこの限りではない。

(申立ての取下げ)

第8条 前条の規定により委員長に提出された申立書は、ハラスメント被害申立取下書を委員長へ提出することにより取り下げることができる。

2 前項の規定により取り下げられたハラスメントの申立てについて、更に申し立てることはできない。

3 次の各号のいずれかに該当する申立ては第1項の規定による取下げを行うことができない。

(1) 条例第10条第1項に規定する調査・審査会により、ハラスメントの該当性が認められなかった申立て

(2) 条例第14条の規定により公表を行った申立て

(3) 第10条第1項の規定により委員会が確認をし、不受理の決定を行った申立て

(確認報告)

第9条 委員会は、条例第8条第2項の規定により確認を行った場合は、ハラスメント申立確認書を作成するものとする。

(受理基準)

第10条 委員会は、条例第8条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申立てを受理するものとする。

- (1) 条例第3条の規定による適用範囲に該当しない申立て
  - (2) 条例第10条の規定により調査・審査会がハラスメントの認定又は不認定の判断をした事案と同一の事案に関する申立て
  - (3) 条例附則第2項の規定により適用区分に該当しない申立て
  - (4) 第8条第1項の規定により取り下げられた申立て
  - (5) 次項に規定するハラスメント申立決定通知書において不受理と決定した事案と同一の事案に関する申立て
  - (6) 申立ての内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていない申立て
  - (7) 権利の濫用に該当する申立て
  - (8) 誹謗・中傷に該当する申立て
- 2 委員会は、前項の規定により申立ての受理、不受理を決定したときは、ハラスメント申立決定通知書により申立者に通知するものとする。

(ハラスメント調査・審査会の実施等)

第11条 条例第9条に規定する調査・審査会は、委員3人で次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 弁護士
  - (2) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、条例第9条の規定により調査・審査会を実施することとした日から条例第10条第1項各号に掲げる議長報告が終了した日までとする。
- 3 委員は、その互選により委員会を主宰する委員長を定めるものとする。
- 4 調査・審査会は、委員の全員が出席しなければ開催できない。
- 5 調査・審査会は、非公開とする。
- 6 調査・審査会は、当該議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 7 調査・審査会は、その所掌事務の遂行上必要であると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求めることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 調査・審査会は、調査及び審査の結果をハラスメント調査報告書に記録するものとする。

10 調査・審査会の庶務は、議会局総務課において処理する。

(公表等)

第12条 条例第14条に規定する氏名の公表その他必要な措置は、条例第10条に規定する調査・審査会の結果の報告が議長に到達してから10日以内に、調査・審査会で定めた方法により実施する。

2 議長は、条例第14条の規定によるハラスメントを行った議員の氏名の公表について、藤沢市議会広報誌、藤沢市議会ホームページ及びその他適切な手段により行うものとする。

3 前項の規定により議員の氏名を公表する場合は、認定されたハラスメントの概要とともに公表するものとする。ただし、ハラスメントの概要を公表することにより被害者が特定される場合は、ハラスメントの概要の一部を公表しないことができる。

4 第2項の規定により藤沢市議会ホームページに議員の氏名等を公表する場合は、概ね1年間掲載することとする。

(結果通知)

第13条 議長は、条例第10条第1項の規定による結果報告を受けたときは、申立人及び被申立人へハラスメント結果通知書（以下「結果通知書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 議長は、条例第14条の規定により、ハラスメントを行った議員の氏名を公表し、その他必要な措置を講ずる場合は、その旨を前項に規定する結果通知書に記載するものとする。

(対応調査報告)

第14条 議長は、ハラスメント対応報告書及びハラスメント調査報告書の内容を、事案に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、全議員に報告するものとする。

2 議長は、相談者のプライバシーの保護等の配慮が必要な場合で、相談者が

公表を望まないとき、又は相談者が特定される恐れがあると認められるときには、前項に規定する報告をしないことができる。

3 議長は、相談窓口への相談件数とその概要を年度ごとにまとめ、研修等を行う際に全議員に報告をするものとする。

(制定・改廃の手続き)

第15条 この要綱に関する制定、改正及び廃止の手続については、議会運営委員会において確認の上、議長が定める。

(様式)

第16条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。